

○所沢市住宅扶助費等代理納付制度事務処理要領

平成 19 年 7 月 31 日要領等

改正

平成 22 年 7 月 20 日

令和 3 年 6 月 3 日

令和 7 年 11 月 17 日要領等

所沢市住宅扶助費等代理納付制度事務処理要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 37 条の 2 の規定に基づく住宅扶助費等代理納付制度について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被保護者 法第 6 条第 1 項に規定する被保護者をいう。
- (2) 住宅扶助費 法第 14 条に規定する住宅扶助のうち、家賃（地代を含む。）に相当する金銭をいう。
- (3) 住宅管理者 被保護者に対し法第 14 条第 1 号に掲げる事項の提供に係る債権を有する者をいう。
- (4) 代理納付制度 法第 37 条の 2 の規定に基づき、福祉事務所長が住宅管理者に住宅扶助費及び共益費に相当する金銭を支払うことをいう。

(対象者)

第 3 条 代理納付制度の適用対象となる住宅管理者は、住宅扶助費受給対象の被保護者に住宅を有償貸与している者とする。

(代理納付制度の開始)

第 4 条 福祉事務所長は、住宅管理者から代理納付制度適用依頼書（様式第 1 号）により依頼があったときは、代理納付制度の適用の可否について検討し、代理納付制度適用通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

2 住宅管理者は、代理納付制度を適用する旨の通知を受けたときは、代理納付制度の適用を開始しようとする月の前月の 10 日までに住宅扶助費等代理納付制度に係る協定書（様式第 3 号）により福祉事務所長と協定を締結しなければならない。

3 福祉事務所長は、前項の規定により協定を締結したときは、被保護者に通知するものとする。

(支払方法)

第 5 条 福祉事務所長は、毎月 5 日までに住宅扶助費及び共益費を住宅管理者に支払うものとする。

2 福祉事務所長は、前項の住宅扶助費及び共益費について過納金が生じたときは、住宅扶

助費等返還依頼書（様式第4号）により住宅管理者に通知するものとする。

3 住宅管理者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに福祉事務所長に過納金を返還しなければならない。

（代理納付制度の適用の中止）

第6条 福祉事務所長は、被保護者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、代理納付制度の全部又は一部の適用を中止する。

- （1）住宅扶助費の全部又は一部が支給されなくなるとき。
- （2）共益費を支払うべき保護金品の支給額が共益費額を下回るとき。
- （3）生活保護の停止又は廃止が見込まれるとき。
- （4）住宅扶助費の額を変更するとき。
- （5）その他福祉事務所長が制度の適用を不相当と認めるとき。

2 福祉事務所長は、前項の規定により代理納付制度を中止したときは、代理納付制度中止通知書（様式第5号）により住宅管理者に通知するとともに、被保護者に通知するものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成22年7月20日）

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（令和3年6月3日要領等）

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和7年11月17日要領等）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

代理納付制度適用依頼書

(あて先)所沢市福祉事務所長

住所  
申請者 氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名

次の者について、住宅扶助費等代理納付制度の適用を依頼します。

番号	氏名	住所	月額家賃	月額共益費
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

様式第2号

第 号  
年 月 日

代理納付制度適用通知書

住所  
氏名又は名称及び法人にあ  
ってはその代表者の氏名 様

所沢市福祉事務所長

年 月 日付けで依頼のあった代理納付制度の適用については、次のとおりです。



様式第3号

住宅扶助費等代理納付制度に係る協定書

所沢市福祉事務所長(以下「甲」という。 )と (以下「乙」という。 )  
とは、住宅扶助費等代理納付制度に関し次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定書は、所沢市住宅扶助費等代理納付制度事務処理要領に基づく住宅扶助費等代理納付制度について、甲乙双方の権利義務及び協力について定めるものとする。

(総則)

第2条 住宅扶助費等代理納付制度の適用に当たっては、甲乙双方共に所沢市住宅扶助費等代理納付制度事務処理要領を精読し、その内容を十分理解し、誠実に履行しなければならない。

(権利の譲渡)

第3条 乙は、住宅扶助費等代理納付制度により生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。

(守秘義務)

第4条 乙は、住宅扶助費等代理納付制度の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれその1通を所持する。

年 月 日

所沢市並木一丁目1番地の1

甲 所沢市福祉事務所  
所沢市福祉事務所長

印

住所

乙 氏名又は名称及び法人にあ  
ってはその代表者の氏名

印



